

第 2 1 回大津市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年1月13日(木) 13時30分から14時34分

2. 開催場所 大津市役所 新館7階 特別会議室

3. 出席委員 (17人)

会 長	7 番	田中 謙一
副会長	2 番	宇野 幸太郎
副会長	8 番	西村 博
副会長	9 番	森元 直紀
	1 番	高谷 久美子
	3 番	大伴 四郎左衛門
	4 番	橋本 正和
	5 番	安井 善次
	6 番	山本 公彦
	10 番	西村 正明
	11 番	森田 康裕
	12 番	横山 成治
	13 番	松尾 比古敏
	15 番	上坂 雅彦
	16 番	服部 みさ子
	17 番	槌田 昌子
	18 番	三田村 美江

4. 欠 席 (1人)

14 番 正田 富美子

5. 説 明 員 (1人)

農林水産課

6. 傍 聴 人 (0人)

7. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 8 番 西村 博 委員
10 番 西村 正明 委員

第2 議案第74号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第75号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第76号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第77号 農地利用集積計画について

報告第115号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第116号 農地法第5条第1項7号の規定による届出について
報告第117号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第118号 農地法第3条の3第1項の規定による権利取得の届出について

第3 その他事項

8. 農業委員会事務局職員

局長、次長、係長、主査、主査

9. 会議の概要

事務局

改めまして、皆さん、こんにちは。元号が替わりまして早4年目となりました。昨年は委員の皆様大変お世話になりました。誠にありがとうございました。本年も引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第21回大津市農業委員会定例総会を開催させていただきます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、いまだ収束が見えないばかりか、ここに来て感染の増加スピードも上がってきており、新型コロナ再拡大の波の中に入ってきている状況でございます。オミクロン株の感染患者も増えておりまして、市中感染が拡大しているということでございます。このことから滋賀県におきましても、レベル2に引き上げられており、引き続き、緊張感を持って感染拡大防止に努めていく必要があると考えております。委員の皆様方におかれましても、十分体調管理にはご留意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、最初に大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立をお願いいたします。

なお、先唱につきましては、従前から議席番号順となっております。本日は、議席番号2番 宇野 幸太郎委員に先唱いただきますので、以後一斉にご唱和をお願いいたします。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局

ありがとうございました。ご着席ください。

それでは、会議全体の司会進行については副会長の輪番制としており、議案の審議は、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により会長にお願いしたいと存じます。本日の司会については、北部選出の副会長であります森元 直紀委員にお願いいたします。

それでは、開会に当たり、森元 直紀副会長からご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

副会長 皆様、新年早々ではありますが、農業委員会の定例会総会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。年が替わってまたコロナが大変急増しており、私の住んでいる地域の近くでもコロナが発生しておりますので、皆さん、健康には重々お気をつけください。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に先立ち、本定例会総会の成立について申し上げます。

本日は、正田 富美子委員が所用のため欠席されておりますので、在任委員18名のうち、ただいま出席委員は17名でございますので、在任委員の過半数に達しており、農業委員会等に関する法律第28条第4項の規定により、本定例会総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、議事進行については、会長、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、日程に従い始めさせていただきます。

なお、事前に質問はありませんでしたので、ご発言はご意見に限って簡潔にお願いしたいと存じます。

また、議事録整理のため、発言に当たっては挙手し、氏名を述べていただいた上で、ご発言いただきますようお願いいたします。

また、携帯電話については電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますよう、よろしくお願いいたします。

では、議事が円滑に進行できますよう、よろしくご協力をお願いいたします。

本日の議事録署名人を指名いたします。

8番 西村 博 委員

10番 西村 正明 委員

よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第74号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議案といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき説明)

議長 説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定・移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお伺いします。No. 1の北比良について、地元委員よりご意見をお願いします。

委員 1番の件ですが、別の土地ですが、転用の手続きが済んでいない土地について、今年度中に資材置場に転用をしていただくことが条件で、それ以外に問題はありませぬので、ご承認のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、No. 2 の和邇中浜について、地元委員よりご意見を申し上げます。

委員 譲受人は、この圃場の隣に家を持っておられるので、耕作が非常にしやすく便利だということを伺っております。実際に、その隣の畑をされているところも今回の圃場と面しておりますので、購入には何ら問題ないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
続きまして、No. 3 の伊香立南庄町について、地元委員よりご意見を申し上げます。

委員 年末の12月31日の昼から、推進委員、譲受人、コンサルタントと4人で立ち会いまして、この圃場を譲り受けても問題ないとのことで、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。
続きまして、No. 4 と仰木二丁目及びNo. 5 の仰木四丁目について、地元委員より一括してご意見を申し上げます。

委員 まず、No. 4 の土地ですが、去る1月5日に推進委員とともに譲受人と現地調査をしてまいりました。この12ページのとおり、もうススキだらけで、譲渡人と譲受人は親戚関係であり、ご主人が亡くなられてからもう譲渡人の方は仰木の家を出られて、現住所に移られ空き家になっています。耕作がとてもできなく、親戚関係でもあるので、ここの田んぼを何とかしてもらえないだろうかという話から今回の話がまとまったと聞いています。このススキだらけで、今、中山間直接支払制度からも外れている土地ですが、きれいに整備して中山間の制度の区域にも入れるというようなことを聞いておりますので、しっかりと復元されて経営をしていかれると考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、No. 5 ですが、同じく1月5日に、推進委員と譲受人と代理人とともに現地調査にお伺いしました。ここは譲渡人の法定相続人が、たくさんおられるのですが、そのうち親戚の方2人が譲渡人となり、ここの空き家を処分したいと。この16ページの写真にあります空き家がもう長いこと、誰も住んでいない状態だったのを、今回売買が決まって譲受人が購入されます。それに付随してくる今回の申請の圃場が家の前と裏にあります。譲受人は、ここ以外でも田んぼを所有しておられ、いまだにはさ掛けをして営農されておられるのですが、ここの田んぼも同じようにするかと聞くと、ここは近くの認定農業者に営農をお願いするとのことで聞いております。ですので、今回、この件も何ら問題ないかと思われまますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。
 続きまして、No. 6 の雄琴六丁目については私が地元委員ですので、意見を申し上げます。

 この案件は、貸渡人の土地と借受人の土地の交換です。1月5日に借受人の息子さんの都合がつきませんでしたので、貸渡人の息子と私と地元推進委員と3人で現地調査を行いました。借受人の息子に耕作してもらう目的で交換したと、貸渡人の息子はおっしゃっていました。隣地との境界もはっきりしていて、特に問題はないと思いますので、審議のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

 それでは、何かご意見はございますか。

 (なしの声)

議 長 それでは、ご意見もないようですのでお諮りします。
 No. 1 について、賛成の方は挙手をお願いします。

 <採 決>

議 長 挙手全員により、議案第74号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1 は許可することに決定いたします。

 続きまして、No. 2 について、賛成の方は挙手をお願いします。

 <採 決>

議 長 挙手全員により、議案第74号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2 は許可することに決定いたします。

 続きまして、No. 3 について、賛成の方は挙手をお願いします。

 <採 決>

議 長 挙手全員により、議案第74号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.3 は許可することに決定いたします。

 続きまして、No. 4 について、賛成の方は挙手をお願いします。

 <採 決>

議 長 挙手全員により、議案第74号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.4 は許可することに決定いたします。

 続きまして、No. 5 について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第74号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.5は許可することに決定いたします。
続きまして、No.6について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第74号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.6は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第75号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき説明)

議 長 説明が終わりましたので、去る12月23日に実施いたしました現地調査の結果、農地法第4条の農地転用許可基準から見た審査状況について、一日立会委員から一括してご報告をお願いします。

委 員 No.1の案件については、柿や栗を植えるため購入したとのことですし、なおかつ周囲にほとんど田んぼがございませぬし、周囲に与える悪影響は何ら無いと思いますので、この件についてはご承認いただきたいと思います。
そして、No.2でございしますが、事務局の説明にございましたように、もともと進入路と農家住宅の手続きがされていた。だが、結局そのようになっ
ていなかった。それを正確に訂正することに今回なりましたので、これも何ら問題ないと思いますので、どうかご承認いただきたく思います。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
続きまして、地元委員の意見をお伺いします。No.1の小野について、地元委員にご意見をお伺いします。

委 員 現場を確認させてもらったところ、農地には水はけの悪い箇所もあり、やはり水田としての利用が難しいとのことでしたので、盛土して栗などの木を植えられるとのこと聞いております。今後についても推進委員の方と注視していきたいと思っているので、ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。
続きまして、No.2の大石富川二丁目について、地元委員にご意見をお伺い
します。

委員　　この土地については、事務局からもありましたように、以前に農家住宅と
進入路ということで申請をされていたのですが、現状、住宅でなくて農機具
小屋が建っているという状況であります。したがって、それに合わせた
形で申請をしないこととなりますので、今のところ、現状どおりというこ
とで何ら問題ないかと思っておりますので、よろしくご審議をお願いします。

議長　　ありがとうございました。
それでは、何かご意見はございますか。

(なしの声)

議長　　それでは、ご意見もないようですのでお諮りします。
No.1 について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長　　挙手全員により、議案第75号 農地法第4条第1項の規定による許可申
請No.1 は許可することに決定いたします。
続きまして、No.2 について、許可することに賛成の方は挙手をお願いしま
す。

<採 決>

議長　　挙手全員により、議案第75号 農地法第4条第1項の規定による許可申
請No.2 は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第76号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に
ついてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局　　(事務局、資料に基づき説明)

議長　　説明が終わりましたので、去る12月23日に実施いたしました現地調査
の結果、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況について、一日
立会委員から一括してご報告お伺いします。

委員　　まずNo.1 ですが、これは滋賀県道路公社の関係の道路拡幅、公益事業なの
で、また将来農地に復元することでもございますし、その農地を復元す
る作土をちゃんと積み上げておりましたので、これは何ら問題ないと思いま
すので承認をいただきたいと思っております。

そして、No.2 ですが、これについては周辺に農地等、他の土地があるとい
うことではございませんし、後ろの山のところから砂利採掘をされていま
すのでここに置くということ、なおかつ先ほど住宅があるというのも業者の方

が、少しおっしゃっていたのですが、売却をお願いしているとのことで、こちら全部、一面、そういう資材置場になるのではないかとということも含め、ご承認をいただきたいと思います。以上です。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、地元委員の意見をお伺いします。No. 1 の真野三丁目について、地元委員にご意見をお伺いします。

委 員

No. 1 の申請の土地ですが、国道477号線の四車線化工事の、その迂回路の土地の転用申請です。これは3年前に1回されて再度の申請ですので、調べましても別に問題ないと思います。土地も一日立会委員が言われたとおり、作土を全部積んでありますので、現状また元に戻しますとのことで何も問題ないと思いますので、審議をお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、No. 2 の関津三丁目について、地元委員にご意見をお伺いします。

委 員

この申請については、先ほど一日立会委員からもありましたように、この農地の奥が山、山林となっており、そこらについては白地ですので、ほとんど耕作する面積はないという形になっております。そして、先ほども事務局等から説明がありましたように、家屋等については移転をしたいという意向もありますので、その分を含めて資材置場等にするということについては、何ら問題はないというように考えますので、よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

それでは、何かご意見はございますか。

委 員

No. 2 のことですが、この地図で見ますと、この申請した土地のすぐ裏は山みたいなことになっているかと思いますが、このままいった時に、雨水がどういう形で処理されているのかが少し分からないところがあるのです。これだけ大きな面積で、その分の受けるところ、それからそれをためて流すとか、そういうところが少しはつきりしないと。受けるところは、よそに田んぼがあるということでしたら、また問題があるかと思いますが、これは川ですよ。川にそのまま雨水は多分出ていくのかと思いますが、その辺がこれだけ広い面積の中でどうそれを処理するか分からないところがあるのです。

委 員

今、〇〇委員からご意見ありましたように、雨水等については、資料51ページの東0804号線が市道で、その横が河川になっています。その河川に雨水枡があるのです。その雨水枡が下、左側に1か所と、それからこの土地は別の土地なのですが、宅地の際の進入路のところにもまた雨水枡がある

と。これだけの土地とおっしゃったのですが、ところどころに河川に流す水路が切られております。だから、その点、問題ないかと私は見ております。

委員 それはそれで先ほどお伺いしたのですが、例えば山があった時に、裏は株式会社〇〇が持っているところで、これは自分のところに入る水をどう処理するかがこの地図では少しよく分からないのです。多分、これだけ長いと裏も相当あると思うのです。濁った水が全部この雨水枡で溢れて川に入るのではないかと心配している点ではあるのですが、その辺はどのように。図面もはっきりしていないので分かりにくいところですが。

事務局 先ほど〇〇委員がおっしゃったとおり、51ページの中では雨水枡、2か所明示されておりますのと、既設の雨水放流口というのがまだ2つ設けられておまして、排水については、4か所ほど図面上は確認できるかと見ています。〇〇委員のお話しの内容ですと、さらにまだ放流される口はありそうだということをおっしゃったと思うのですが、裏側の山、確かに〇〇委員がおっしゃっていますように、今回の事業者の方が土地はお持ちではございます。ゆくゆくそこも活用しようかという話もあったようですが、現時点では特に今、活用するという事にはなってございません。特に排水で山のほうから流れてくる水の始末のことで現場が困っておられたというようなお話もなかったようには確認してございます。

ゆくゆく、もし山のほうからの排水で処理が困るというようなことがあった際には、現地の状況を踏まえてさらに排水路等は設けられるだろうということは理解してございますし、自分の土地から流れてくる水を自分のほうで責任を持って始末するという事はされるはずですので、それについては問題ないかと考えてございます。説明は以上です。

議長 ほかに何かご意見ございますか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見も出尽くしたようですのでお諮りします。
No.1について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第76号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。

No.2について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第76号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第77号 農用地利用集積計画についてを議題とします。農林水産課の説明を求めます。

農林水産課 (農林水産課 説明)

議長 説明が終わりましたので、何かご意見はございますか。

委員 今回に限らずの話でもあるのですが、この集積計画で出るものについて、私たちが見た時に、このまま現地の担当をしているというか、関連している農業委員は、どういうところで、どういうものかというのがすぐ分かると思いますが、少し離れた人とかそれ以外の方は、なかなか分からない部分があって、どう聞いていいのやらという部分もあるかと思うのです。私たちが見た時に、もう少しここはこうだなとか何か判断できる材料をいただくと、喜んで手を挙げることもできるし、その辺を考慮いただければありがたいと思います。以上です。

農林水産課 農林水産課です。ご意見ありがとうございます。
次回以降の資料で考慮した上で、考えさせていただきたいと思います。
以上です。

委員 お願いします。

議長 ほかに何かございませんか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見も出尽くしたようですのでお諮りします。
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案77号 農用地利用集積計画については、原案どおりと決定いたします。

ここで議案の審査を終了します。司会を副会長に交代させていただきます。

副会長 それでは、続きまして報告案件です。報告第115号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、報告第116号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届について、報告第117号 農地法第18条第6項による通知について、報告第112号 農地法第3条の3第

1 項の規定による権利取得の届出について、以上、一括して事務局の報告を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき報告)
(事務局、集計報告)

副会長 ありがとうございます。
以上をもちまして、一旦報告案件を終了します。
そのほか、何かありましたらお願いします。

事務局 <事務局から連絡>

副会長 ありがとうございます。
それでは、これをもちまして農地係の案件は終了します。
引き続き、後半部分に入ります。議案、報告事項はございませんが、事務局から連絡事項が何点かありますので、よろしくお願いします。

<事務局から連絡>

副会長 ありがとうございます。
以上を持ちまして第 2 1 回定例総会の全て議案、報告事項を終了いたします。

議事録署名委員

議長（田中 謙一 委員） 印

委員（西村 博 委員） 印

委員（西村 正明 委員） 印